

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2019年2月12日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	株式会社マルタイ
【英訳名】	MARUTAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 見藤 史朗
【本店の所在の場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	経理部長 松岡 悦雄
【最寄りの連絡場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	経理部長 松岡 悦雄
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

（注）第1四半期会計期間より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第3四半期累計期間	第56期 第3四半期累計期間	第55期
会計期間	自2017年4月1日 至2017年12月31日	自2018年4月1日 至2018年12月31日	自2017年4月1日 至2018年3月31日
売上高 (千円)	6,105,543	6,225,781	8,178,483
経常利益 (千円)	369,727	405,391	458,431
四半期(当期)純利益 (千円)	302,591	300,889	369,650
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,989,630	1,989,630	1,989,630
発行済株式総数 (千株)	1,922	1,922	1,922
純資産額 (千円)	7,555,568	7,743,586	7,589,426
総資産額 (千円)	9,697,484	9,760,030	9,588,846
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	158.34	157.46	193.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	50.00
自己資本比率 (%)	77.9	79.3	79.1

回次	第55期 第3四半期会計期間	第56期 第3四半期会計期間
会計期間	自2017年10月1日 至2017年12月31日	自2018年10月1日 至2018年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	88.83	62.82

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高に消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第3四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、好調な企業業績に支えられ設備投資の増加、雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復基調が続きました。

しかし、個人消費は相次ぐ自然災害や米中二国間の貿易摩擦の顕在化に加え、実質賃金の伸び悩みや物価の上昇などにより根強い節約志向が定着しており、不透明な状況が続きました。

食品業界におきましては、エネルギー価格の上昇や、人手不足に伴う労働コスト、物流コストの上昇などがあり、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況の中で、当社では、主力製品である棒ラーメンや皿うどんの販売強化の推進、コスト削減等の経営効率化に取り組んでまいりました。その結果、売上高は6,225百万円（前年同四半期比2.0%増）となりました。

また、損益面につきましては、原価の低減をはじめとする利益改善のための諸施策を継続して実施した結果、営業利益は385百万円（前年同四半期比10.0%増）、経常利益は405百万円（前年同四半期比9.6%増）、四半期純利益は300百万円（前年同四半期比0.6%減）となり、一定の利益水準を確保することができました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ171百万円増加しました。これは主に減価償却等により有形固定資産が215百万円減少したものの、受取手形及び売掛金が203百万円、有価証券が200百万円増加したこと等によるものであります。

また、負債は、前事業年度末に比べ17百万円増加しました。これは主に賞与引当金が35百万円、未払金が27百万円減少したものの、支払手形及び買掛金が90百万円増加したこと等によるものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較を行っておりません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費として特に計上すべき金額はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,750,000
計	2,750,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年2月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,922,000	1,922,000	福岡証券取引所	単元株式数 100株
計	1,922,000	1,922,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2018年10月1日～ 2018年12月31日	-	1,922,000	-	1,989,630	-	1,989,711

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2018年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,908,400	19,084	-
単元未満株式	普通株式 2,500	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,922,000	-	-
総株主の議決権	-	19,084	-

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マルタイ	福岡市西区今宿青木1042番地1	11,100	-	11,100	0.58
計	-	11,100	-	11,100	0.58

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	905,361	900,045
受取手形及び売掛金	1,995,778	2,199,358
有価証券	1,400,000	1,600,000
商品及び製品	213,823	217,909
仕掛品	49,164	50,350
原材料及び貯蔵品	43,995	88,602
その他	164,226	180,875
流動資産合計	4,772,349	5,237,142
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,766,938	1,689,073
機械及び装置(純額)	697,519	575,109
土地	1,255,079	1,255,079
その他(純額)	158,313	142,987
有形固定資産合計	3,877,850	3,662,250
無形固定資産	19,617	16,175
投資その他の資産		
投資有価証券	822,841	744,598
その他	96,336	100,012
貸倒引当金	150	150
投資その他の資産合計	919,028	844,461
固定資産合計	4,816,496	4,522,887
資産合計	9,588,846	9,760,030

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	986,737	1,076,889
未払金	459,529	432,511
未払法人税等	62,558	48,213
賞与引当金	54,553	18,700
その他	119,457	101,484
流動負債合計	1,682,835	1,677,799
固定負債		
繰延税金負債	117,848	117,091
退職給付引当金	120,476	130,335
役員退職慰労引当金	36,180	42,366
資産除去債務	-	7,777
その他	42,077	41,072
固定負債合計	316,584	338,644
負債合計	1,999,419	2,016,443
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,989,630	1,989,630
資本剰余金	1,989,711	1,989,711
利益剰余金	3,355,049	3,560,392
自己株式	32,125	32,247
株主資本合計	7,302,265	7,507,487
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	287,161	236,099
評価・換算差額等合計	287,161	236,099
純資産合計	7,589,426	7,743,586
負債純資産合計	9,588,846	9,760,030

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
売上高	6,105,543	6,225,781
売上原価	3,512,649	3,555,023
売上総利益	2,592,894	2,670,757
販売費及び一般管理費	2,242,578	2,285,289
営業利益	350,315	385,468
営業外収益		
受取利息	415	458
受取配当金	10,351	10,928
その他	9,021	8,794
営業外収益合計	19,789	20,181
営業外費用		
支払利息	111	110
その他	265	148
営業外費用合計	377	259
経常利益	369,727	405,391
特別利益		
投資有価証券売却益	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
固定資産除却損	-	170
投資有価証券評価損	-	9,317
特別損失合計	-	9,487
税引前四半期純利益	369,727	395,904
法人税、住民税及び事業税	54,297	75,183
法人税等調整額	12,837	19,831
法人税等合計	67,135	95,014
四半期純利益	302,591	300,889

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	252,732千円	236,827千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	95,554	10	2017年3月31日	2017年6月26日	利益剰余金

(注) 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年3月期の1株当たり配当額につきましては、当該株式併合前の実際の配当額を記載しております。

当第3四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	95,546	50	2018年3月31日	2018年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は食品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり四半期純利益	158円34銭	157円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	302,591	300,889
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	302,591	300,889
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,911	1,910

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月12日

株式会社マルタイ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 英治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの2018年4月1日から2019年3月31日までの第56期事業年度の第3四半期会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルタイの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。